

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	国際経済に関する取組				番号	⑧	(千円)					
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額						
	会計	組織／勘定	項	事項		7 年度 当初予算額			8 年度 概算要求額			
政策評価の対象と なっているもの	一般	外務本省	分野別外交費	経済協力に係る国際経済に関する 取組に必要な経費		11,337,807			11,142,773			
	一般	外務本省	分野別外交費	国際経済に関する取組に必要な経 費		4,042,597			1,826,604			
	一般	在外公館	分野別外交費	国際経済に関する取組に必要な経 費		208,817			214,328			
小 計					一般会計	15,589,221			13,183,705			
					<		> の内数	<		> の内数		
					特別会計							
					<		> の内数	<		> の内数		
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの												
	小 計					一般会計						
						<		> の内数	<		> の内数	
						特別会計						
					<		> の内数	<		> の内数		
合 計					一般会計	15,589,221			13,183,705			
					<		> の内数	<		> の内数		
					特別会計							
					<		> の内数	<		> の内数		

施策名：国際経済に関する取組

施策目標：日本経済の成長を促進する、力強い経済外交を推進するため、以下に取り組む。

- 1 多角的貿易体制の維持・強化に取り組むと同時に、アジア太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を推進する。
- 2 インフラ輸出や日本製品の輸出促進を含む日本企業の海外展開支援を強化する。
- 3 日本と世界の資源安全保障の強化に取り組む。
- 4 国際経済秩序の形成に積極的に参画する。
- 5 我が国の経済活性化のため、2025年国際博覧会の開催に向けた準備を着実に進める。

過去3年間の取組の主な評価結果

地政学的な競争の厳しさが増す中、安全保障と経済を切り離して考えることができない状況となっており、外交を通じて自由で公正な国際経済秩序を確保しつつ、日本経済の成長を促進する必要性が一層高まった。この観点から、力強い経済外交を推進するため、以下の多層的な取組を展開した結果、各分野にて掲げる目標が一定程度実現され、経済外交の必要性及び有効性が共に確認された。

- 1 多角的貿易体制の維持・強化と経済連携の推進について、世界貿易機関（WTO）における漁業補助金協定や共同声明イニシアティブ（JSI）の分野で時代に即したルール形成について一定の進捗があったほか、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）への英国加入決定、日・GCC・FTA交渉再開での一致、日・EU経済連携協定改正議定書の署名等、重要地域との経済連携の推進に関して実績を上げることができた。
- 2 日本企業の海外展開支援においては、より効果的な支援を行うため、本省と在外公館の有機적連携を図るための「共創プラットフォーム」の考え方を打ち出し、日本企業支援ガイドラインを一部改定した上で、一部公館での経済広域担当官指名、経済的威圧に係る相談窓口設置などを行ったほか、法的側面からの支援体制の強化、APEC・ビジネス・トラベル・カードを通じた取組等を通じて支援を推進した。日本産食品に対する輸入規制撤廃はEU等で実現した。対外・対日直接投資の戦略的な後押しに当たっては、本邦における対日直接投資促進を目的としたセミナーを毎年度開催しているほか、投資協定の締結推進でも具体的成果をあげ、令和6年1月末時点で、発効済み、署名済み・未発効及び現在交渉中の投資協定の合計は日本の対外投資額の約95%をカバーしている。知的財産の国際的な保護水準の引き上げや日本企業の海外における知的財産の保護強化にも貢献した。
- 3 資源安全保障の強化については、我が国のエネルギー安全保障の確保につながる国際連携・協力の成果を得たほか、エネルギー源の多様化やエネルギー供給源の多角化に向けた取組を推進できた。食料安全保障に関して、国際機関等を通じた支援及び国際機関との連携による情報収集・分析を行う等、持続可能で強靱な農業・食料システムの構築に寄与する取組を推進するとともに国際的な議論をリードし、我が国及び世界の食料安全保障を推進した。鯨類を含む海洋生物資源や科学的根拠に基づく水産資源の国際的な資源管理に積極的に貢献し、地域漁業管理機関との連携やG7サミットを通じて、国際社会におけるIUU漁業対策の促進に貢献した。
- 4 国際経済秩序の維持・形成への積極的参画等については、G7議長年を通じて、G7広島サミットの成果をG20につなげることに成功した。また、経済協力開発機構（OECD）に関しては各分野の委員会や事業に積極的に参加し、我が国の考えを反映させ、国際経済・社会分野でのルール策定に関与・貢献した。APECの文脈では首脳宣言等の成果文書で日本の関心事項が反映された複数の重要文書の策定に貢献し、計18件のAPECプロジェクトを実施した。
- 5 万博については、令和5年度末で161か国・9国際機関からの参加表明が公表されるに至り、参加国数について目標を達成した。

評価結果を踏まえた次期施策目標

- 1 WTOを中核とする多角的貿易体制を引き続き維持・強化し、アジア太平洋地域、欧州地域などとの経済連携を戦略的に推進する。
- 2 日本経済の足腰と競争力を強化するために、インフラ輸出、日本製品の海外輸出、邦人ビジネス関係者の円滑な域内移動への貢献も含め、海外で活動する日本企業への支援を強化する。対日直接投資・誘致促進の取組の強化、省庁横断の会議体等における在外公館の意見・要望等のインプット、戦略的観点及び質の確保の観点を考慮した投資関連協定の締結を進めるなど、我が国の投資環境の改善に貢献する。知的財産の保護水準の引き上げに向けた国際的なルールづくりに貢献するとともに、日本企業に対する支援体制を強化する。
- 3 関係国際機関・多国間枠組み等の議論に積極的・主体的に貢献し、我が国へのエネルギー・鉱物資源の安定供給確保、我が国及び世界の食料安全保障の維持・強化、科学的根拠に基づく国際的な鯨類を含む海洋生物資源の管理に積極的に貢献するとともに、鯨類を含む海洋生物資源の持続的利用といった立場を共有する国・地域との連携を強化する。
- 4 日本の考え方を反映させる形で、G7及びG20サミットの成功、OECDの各分野の委員会や事業を通じた経済・社会分野のルール策定や東南アジアを始めとする非加盟国とOECDとの関係強化の主導、APECプロジェクトの実施に貢献する。
- 5 2025年国際博覧会の大阪開催及び2027年国際園芸博覧会の横浜開催に向けた取組を実施する。

予算額・執行額等	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施策の予算額・執行額等 (分担金・拠出金除く)	予算の状況	492	8,840	18,028	434
	執行額	177	5,428	16,956	
同(分担金・拠出金)	予算の状況	9,577	13,764	13,709	9,056
	執行額	9,574	13,754	13,701	

(注) 百万円単位。当初予算、補正予算、繰越し等を含む。

外部有識者の所見（概要）

- 米中戦略的競争関係の熾烈化と、経済安全保障の重要性、新興技術の育成・管理が戦略的に重要な課題となる中で、従来の多角的かつ無差別な貿易ルールを核とする自由貿易体制が大きく動揺している。こうした中で外務省全体として、ルールに基づく自由貿易体制の原則を掲げた経済外交を推進する一方で、競争的環境における経済安全保障の推進に向けた両軸の戦略が目指されることが望ましい。
- 安全保障と経済が密接に接続し、貿易投資・市場アクセスの自由度が制約される中で、日本経済にとって有利な環境を形成する経済外交はさらに強化されるべきである。具体的には資源・重要鉱物の安定供給を確保する施策、サプライチェーンの強靱化や代替性確保のための施策、友好国への市場アクセスや相互依存性の強化を追求してほしい。
- 日本経済は天然・鉱物資源や素材の多くを海外市場に依存しており、ルールに基づく自由な貿易・投資環境の維持は国益と直結する（経済デカップリングのGNIマイナス効果が相対的に大きい）。大国間競争の中で経済システムの分断が進む傾向が強まる中で、WTOを中核とする多角的貿易体制の維持と、21世紀の現実を反映したルールをインド太平洋地域に形成する取組の方向性はさらに強化されるべきである。

外部有識者の所見（概要）（続）

- 現在のCPTPPの中では最大の経済規模を持つ日本のCPTPPにおける役割は極めて大きいところ、「特に、CPTPPへの英国加入を決定したことは、環太平洋地域、ひいてはそれを越えて世界全体の貿易・経済の更なる成長・発展や、自由で公正な経済秩序の構築に寄与するという、経済的のみならず戦略的にも大きな意義がある」という点は大いに首肯するところであり評価できる。今後も同協定への新規加入等に関する議論においては、CPTPPが高い水準の経済枠組みとして持続可能な形で発展を確保していくための努力が期待される。またCPTPP以外にも例えば、紛争解決制度の改革及び協定履行監視機能の強化等を通じたWTO改革やEPA・FTA交渉等の面でも、困難は伴うものの将来の成果が待たれる。
- WTOの重要度の低下に関する言及があるが、これは重要な指摘である。

個別分野1：多角的貿易体制の維持・強化と経済連携の推進

中期目標：

- 1 WTO改革に向けた国際的取組を推進し、21世紀の現実を反映したルール作り、紛争解決制度の改革及び協定履行監視機能の強化により、多角的貿易体制の維持・強化を行う。
- 2 アジア太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を、戦略的に推進する。我が国の外交力を駆使して、守るべきものは守り、国益にかなう経済連携を進める。

過去3年度（令和3～5年度）の主な取組

国際貿易ルールの強化及び既存ルールの実効的運用

- 令和4年度には第12回WTO閣僚会議（MC12）で漁業補助金協定をWTO協定に追加するための改正議定書が採択されたほか、我が国が参加する有志国の取組としてサービス国内規制に関する新たな規律及び開発のための投資円滑化のための協定の交渉がそれぞれ令和3年度及び令和5年度に妥結し、新たなルール形成の好例となった。
- 令和4年度にオコンジョWTO事務局長が外賓として訪日し、岸田総理大臣及び林外務大臣（当時）との面会ではWTOと日本の緊密な連携について確認した。（その他詳細：令和5年度事前分析表 p.200）
- 令和5年度には、日本は漁業補助金協定を受諾するとともに、紛争解決手続に関する多数国間暫定上訴仲裁アレンジメントに参加した。またG7議長国としてG7大阪・堺貿易大臣会合を主催し、自由で公正な貿易体制の維持強化及び経済安全保障の強化に向けた議論を主導した。MC13では、議論に建設的に貢献し、WTO改革を推進していくことの確認を含めて成果を得ることができた。

今後の方向性

- 新たなルール形成につき、漁業補助金協定の包括的な規律の合意や、投資円滑化協定のWTO法体系への早期の組み込み等の更なる成果を目指す。
- 紛争解決制度改革につき、MC13の議論の成果を踏まえつつ、完全かつ良く機能する制度の実現に向けて各国と連携し取り組む。
- 協定履行監視機能強化につき、貿易政策検討（TPR）制度や地域貿易協定委員会（CRTA）、衛生検疫措置（SPS）委員会及び貿易の技術的障害（TBT）委員会での議論への参画により、既存ルールの引き続きの実効的運用を図る。

経済連携協定の締結数の増加、交渉の進展

- 令和5年7月、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）原署名国11か国全てについて同協定が発効した。また、令和3年2月に英国が加入を要請し、同年6月、CPTPPへの英国の加入作業部会設置を決定した。令和5年7月、CPTPPへの英国の加入に関する議定書に署名した。令和5年12月、日本は同議定書に関する国内手続きを完了した。
- 令和6年1月、日EU・EPAに「データの自由な流通に関する規定」を含めることに関する改正議定書に署名した。

- CPTPPが自由で公正な経済秩序の礎として、今後もハイスタンドを維持した最先端の経済枠組みとして持続可能な形で発展し続けるために、CPTPPの一般的な見直し及び協定への新規加入に関する議論に対して一層貢献していく。
- 日EU・EPA及び日英EPAの着実な実施のための取組を推進していく。
- RCEP協定の透明性のある履行の確保のための取組を推進していく。

過去3年度（令和3～5年度）の主な取組（続）

- 令和5年7月、岸田総理とブダイウィ湾岸協力理事会（GCC）事務総長との間で、令和6年中に日・GCC自由貿易協定（FTA）交渉を再開することで一致した。
- 令和5年12月、日・インドネシアEPA改正議定書について大筋合意した。
- 令和6年3月、日・バングラデシュEPAの交渉開始を決定した。

今後の方向性（続）

- 日・GCC・FTAや日・バングラデシュEPA等の交渉中及び交渉予定の協定の締結に向けた取組を戦略的かつスピード感を持って推進する。

評価結果

- 時代に即したルール形成については漁業補助金協定や共同声明イニシアティブ（JSI）の分野で一定の進捗があった一方、紛争解決制度の改革についてはMC13でも合意に達しなかった。各国におけるWTO体制の重要度の低下が背景にあると考えられ、WTOを中核とする多角的貿易体制の維持・強化のため各国に引き続き働きかける必要がある。
- 戦略的な経済連携の推進については、特に、CPTPPへの英国加入を決定したことは、環太平洋地域、ひいてはそれを越えて世界全体の貿易・経済の更なる成長・発展や、自由で公正な経済秩序の構築に寄与するという、経済的のみならず戦略的にも大きな意義があると評価。また、日・GCC・FTA交渉の再開で一致したことや、日・EU経済連携協定改正議定書の署名、日・バングラデシュEPA交渉開始決定等、重要地域との経済連携の推進に関して実績を上げることができ、中期目標は概ね達成することができたと評価。引き続き、国益にかなう経済連携を戦略的に追求する必要性が確認された。

次回評価時（令和9年度）に向けての中期目標

- 1 WTOを中核とする多角的貿易体制を引き続き維持・強化するため、21世紀の現実を反映したルール作り、紛争解決制度の改革及び協定履行監視機能の強化を通じたWTO改革を推進する。
- 2 アジア太平洋地域、欧州などとの経済連携を戦略的に推進する。我が国の外交力を駆使して、守るべきものは守り、国益にかなう経済連携を進める。

（注）評価書を作成するに当たっては、外交青書、外務省ホームページ等を使用した。

（注）参考資料：第12回WTO閣僚会議概要資料（別添1）、第13回WTO閣僚会議概要資料（別添2）

参考 1（旧測定指標1-3）：経済連携協定（EPA）が締結に至るまでの重要段階

(1) 共同研究が終了した数 (2) 交渉会合開催数 (3) 交渉が妥結した数 (4) 署名した数 (5) 発効した数 (6) 委員会等開催回数	中期目標値	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値
	—	(1) : 0 (2) : 10 (3) : 1 (4) : 1 (5) : 1 (6) : 40	(1) : 0 (2) : 1 (3) : 0 (4) : 0 (5) : 1 (6) : 45	(1) : 0 (2) : 5 (3) : 1 (4) : 1 (5) : 0 (6) : 45	(1) : 0 (2) : 5 (3) : 0 (4) : 0 (5) : 0 (6) : 74	(1) : 2 (2) : 1 (3) : 1 (4) : 1 (5) : 0 (6) : 55	(1) : 1 (2) : 0 (3) : 1 (4) : 1 (5) : 0 (6) : 59

参考 2：我が国の輸出入額(単位：千億円)
(財務省貿易統計ホームページより引用)

(1) 輸出額 (2) 輸入額	実績値		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	(1) 85.9 (2) 91.3	(1) 98.2 (2) 118.1	(1) 102.9 (2) 108.8

- 6月12～17日、3度の延期を経て、4年半ぶりに閣僚会議を開催（於：寿府、対面）。
- 我が国から、武部農水副大臣、細田経産副大臣、三宅外務政務官が出席。
- オコンジョDG就任後初の閣僚会議。コロナ禍や食料不安への貿易面での対応を議論。漁業補助金の協定テキストについて交渉。
- 会期を延長し、17日早朝、成果となる閣僚宣言をコンセンサスで採択。閣僚宣言の採択は、2015年12月のMC10以来約6年半ぶり。

主な成果の概要

1 パンデミック対応

将来のパンデミック対応も含め、貿易面での対応として、コロナ対応のための輸出規制措置が抑制的に行われるべきことや、貿易円滑化の重要性を強調。また、途上国におけるワクチンの生産等に必要な特許の使用について簡易な手続きに合意。

2 食料不安への対応・輸出規制のWFP除外

貿易促進や市場の強靱性強化のための対策の実施や、食料の輸出規制等がWTOルールに沿って行われるべき旨を確認。また、WFPの人道支援目的の食料調達に、輸出規制等を課さない旨を確認。

3 漁業補助金交渉

SDGsでは2020年を目標に設定。20年以上に及ぶ交渉を経て、テキストの文言に合意。IUU（違法・無報告・無規制）漁業への補助金禁止や濫獲状態の資源に関し資源回復の取組を伴わずに供与される補助金の禁止に合意。

4 電子商取引に係る関税の不賦課について、原則として、次回MC13迄の延長を決定。

5 WTO改革へのコミットメントと、紛争解決制度を2024年迄に機能する制度とするべく議論継続を確認。

6 このほかに、有志国間において、電子商取引、中小企業、ジェンダーに関連する文書を採択。

- 2月26日～3月2日、アブダビ（アラブ首長国連邦）に於いて、2022年6月以来となる閣僚会議が開催。
- 我が国から、辻外務副大臣、武村農林水産副大臣、上月経済産業副大臣が出席。
- 世界経済が直面する新たな課題を踏まえ、国際貿易秩序の礎としてWTOが果たす役割や今後の取組の方向性について議論。WTOが引き続き多角的貿易体制の中核として機能することを国際社会に対して示すとともに、WTO改革を進めていく上での推進力を得ることができた。
- 当初の会期（～29日夜）を延長し、現地時間3月2日未明に今次会合の成果となる閣僚宣言をコンセンサスで採択し閉幕。

主な具体的成果の概要

1 WTO改革、紛争解決（DS）制度改革

これまでに実施されたWTO改革の進展が確認されるとともに、今後とも改革を不断に推進していくことで一致。特に、紛争解決制度改革については、2024年までに全ての加盟国が利用できる完全なかつよく機能する紛争解決制度の実現を目的として、議論を加速することに一致。

2 電商モラトリアムの延長

1998年以降WTOにおいて継続して延長されてきた、電子的送信に対する関税不賦課モラトリアムについて、第14回閣僚会議（MC14）（2026年にカメルーンで開催）まで延長することが決定。

3 新規加盟国

今次閣僚会議では、コモロ及び東ティモールのWTO新規加盟が決定。今後、両国によるWTO協定受諾の寄託を受け、WTO加盟が実現。両国が加盟すれば、全加盟国数は166となる予定。

4 開発

開発分野については、衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS協定）及び貿易の技術的障害に関する協定（TBT協定）の効果的な実施を支援するため、後発開発途上国（LDCs）を含む途上加盟国に対する技術支援、訓練及び能力構築の重要な役割等について確認。また、後発開発途上国からの卒業国に対して、一定の移行支援を実施することを確認。

5 共同声明イニシアティブ（JSI）

サービス国内規制に関するJSIにつき、GATSの約束表における追加的な約束として、サービス国内規制に関する新たな規律を取り入れるためのWTO加盟国間の手続が完了し、一部の加盟国につき発効。これは、JSIを通じた有志国によるルール形成の成果がWTOにおいて発効した、初めての具体的成果。また、開発のための投資円滑化に関する協定については今次会合の機会に交渉終了が宣言された。

個別分野2：日本企業の海外展開支援

政策課、知的財産室、経済連携課、経済協力開発機構室

中期目標

日本経済の足腰と競争力強化のために、海外で活動する日本企業を支援し、その活力を最大限に引き出す以下の取組を実施する。

- 1 日本経済の成長を後押しするべく、在外公館に設置した日本企業支援窓口やインフラプロジェクト専門官等の更なる活用、農林水産品等の広報及び法的側面からの支援体制の強化等により、日本企業支援を効果的に推進する。
- 2 投資関連協定については、平成28年5月に策定された「投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン」において100か国・地域という目標値が設定されたことを踏まえつつ、今後の投資先としての潜在力の開拓や他国の投資家と比較して劣後しないビジネス環境の整備の観点から投資関連協定の締結を進める二ーズ等を念頭に、引き続き戦略的観点及び質の確保の観点を考慮した取組を進める。また、日本市場に海外投資を呼び込むことにより、日本経済の成長に貢献する。
- 3 海外における知的財産保護強化に向けた取組として、
 - （1）国際社会における知的財産保護の促進を図る。
 - （2）経済連携協定や二国間対話等を通じて、知的財産の保護強化を促進する。
 - （3）日本企業の知的財産侵害被害の大きな地域において取組を進め、日本企業の海外展開支援を行う。

過去3年度（令和3～5年度）の主な取組

日本企業支援強化に向けた取組

- 日本企業からの相談・照会対応、外国政府当局への働きかけ、公館施設を活用したPR事業等、日本企業支援窓口にて対応。本省と在外公館の有機的連携を図るための「共創プラットフォーム」の考え方を打ち出し、経済的威圧についても相談窓口を設置した。（[令和5年度事前分析表 p.207](#)）
- インフラ事業の入札フォローアップや、大型インフラ案件に携わる競合国企業の動向や任国の関連制度に関する情報収集、インフラネットワーキング会合や実務者対話の開催に向けた準備などを実施した。（[同上](#)）
- 農林水産物・食品輸出促進アドバイザーを4公館にて契約（令和4年度～）。EU代表部では農林水産品等PRのほか、本アドバイザーが各加盟国常駐代表部に対し、東日本大震災後の日本産食品に対する輸入規制撤廃についての理解を求め、令和5年8月のEUによる輸入規制撤廃の一助となった。（[同上](#)）

今後の方向性

- 日本企業に対するタイムリーな情報共有、必要な取組を行っていく。農林水産物・食品の輸出に関し、令和7年2兆円、令和12年同5兆円の目標達成に寄与すべく、各国の輸入規制・風評被害への対策を強化し、日本企業支援担当官（食産業担当）やアドバイザーの活用を促進する。
- インフラシステム海外展開戦略に沿って、官民連携（PPP）案件推進に向け、現地企業と日本企業とのネットワーキング会合等の開催や、日本企業を対象としたPPP案件組成に関する勉強会開催などの活動を強化していく。

過去3年度（令和3～5年度）の主な取組（続）

- 労働問題や、投資規制、税務問題等、海外進出企業が直面することの多いテーマに関して、セミナーを実施したり、日本企業からの個別相談に応じたりする等の支援を行った。（[詳細：外交青書2023 第3節](#)）
- APEC・ビジネス・トラベル・カード（ABTC）の日本審査・交付当局として、令和3～5年度、39,192枚のABTCを交付し、邦人ビジネス関係者のAPEC域内の円滑な移動に寄与した。

対外・対日直接投資の戦略的な後押し

- 投資関連協定
 - 令和5年9月、日・バーレーン投資協定が発効（令和4年6月に署名）。
 - 令和5年8月、日・アンゴラ投資協定に署名。
- 令和6年1月末時点で、発効済みの投資関連協定と署名済み・未発効の投資関連協定の合計は56本で、81の国・地域をカバー。これらに現在交渉中の投資関連協定を含めると、94の国・地域、日本の対外直接投資額の約95%をカバー。（参考：[令和5年度事前分析表 p.210](#)）
- 126の在外公館に設置した「[対日直接投資推進担当窓口](#)」等を活用した対日投資の呼びかけ、国内外での各種セミナーを実施した。
- 令和5年6月、海外からの人材・資金の投資誘致体制を抜本強化するため、ニューヨーク（米）、ロンドン（英）、デュッセルドルフ（独）、パリ（仏）、シドニー（豪）の5拠点に在外公館長及びJETRO海外事務所長との連携による「FDI（対日直接投資）タスクフォース」を設置し、広報活動及び働きかけを強化した。

海外における知的財産保護強化に向けた取組

- WTO貿易関連知的所有権（TRIPS）理事会（年3回）、WTO閣僚会議（第12回：令和4年6月、第13回：令和6年2月）、世界知的所有権機関（WIPO）加盟国総会（年1回）、APEC知的財産権専門家会合（IPEG）（年2回）といった国際的な枠組みにおける議論への積極的な参加を通じ、国際的な知的財産保護の強化に寄与した。また、タンWIPO事務局長の訪日の際には、林外務大臣（令和5年2月）、辻外務副大臣（令和6年2月）との間で意見交換を行い、知的財産分野におけるWIPOとの連携の重要性を確認した。

今後の方向性（続）

- 日本企業からの個別相談等、JETROの提供している支援との差別化を考えながら、本事業に取り組む必要がある。具体的には、現地の日本企業に共通する悩みを拾い上げ、外国政府当局への働きかけ等に積極的に取り組むこと等で、日本企業支援を強化する。
- ABTC交付及び運用の実現を通じて、邦人ビジネス関係者の円滑なAPEC域内移動に貢献する。

- 現在交渉中の協定については、我が国が重視する規定が盛り込まれるよう努めつつ、引き続き早期妥結に向けて取り組む。
- 新規の投資関連協定については、我が国経済界の具体的なニーズ等も踏まえながら、今後の投資先として潜在性を有する国との交渉開始の可能性につき、中南米及びアフリカを中心に検討する。
- FDIタスクフォース設置5拠点等において、外国企業による対日直接投資・誘致促進に向けて広報活動・働きかけを強化する。日本での具体的なビジネスチャンスを示せるよう関係省庁と連携する。
- 省庁横断の会議体等において、在外公館の意見・要望を他省庁へインプットし、我が国の投資環境の改善に貢献する。

- 多数国間の議論への一層の積極的な参加を通じ、知的財産分野の国際的な連携強化に寄与する。
- 経済連携協定の交渉において、より高いレベルの知的財産保護が確保できるよう取り組む。また、日本企業の知的財産の保護強化や、模倣品・海賊版対策のため、ハイレベルの対話の場も活用し、二国間の対話を通じた働きかけを行う。

過去3年度（令和3～5年度）の主な取組（続）

- 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）への英国の新規加盟に際しては、知的財産章における保護水準を維持すべく他の関係国との調整に寄与した。また、日・インドネシアEPAの一般見直しにおいては、知的財産の保護水準の引き上げを達成した。さらに、イスラエル及びバングラデシュとのありうべきEPAに向けた共同研究においては、知的財産保護の重要性を先方当局との間で確認した。
- 在外公館を通じた日本企業支援体制の強化を目的として、各在外公館に配置されている知的財産担当官を対象とする[知的財産担当官会議を開催](#)した（年2回）。関係省庁や企業の代表者の出席を得て、各国の知的財産分野の現状、侵害案件の実情、日本企業に対する支援の実例について情報共有等を行い、知的財産担当官の知見を広げ能力強化を図った。（参考：[令和5年度事前分析表 p.212](#)）

今後の方向性（続）

- 海外における日本企業の知的財産の適切な保護のため、在外公館による情報収集体制の強化、知的財産担当官の能力強化、現地関係機関との連携強化等を行い、日本企業に対する支援体制を一層強化する。

評価結果

【日本企業支援】

- EUにおける日本産食品に対する輸入規制撤廃など、輸出促進の観点から有益であり、農林水産品等の広報等、引き続き他省庁、地方自治体と連携して取り組んでいく必要がある。
- 評価対象期間を含め、実施公館を増やしており、法的側面からの支援体制の強化等やAPEC・ビジネス・トラベル・カードを通じた取組により、日本企業支援を効果的に推進するという中期目標は一定程度達せられた。日本企業からは、取組を評価する声が寄せられた。引き続き、日本企業のニーズや各国の社会情勢、JETRO等の他手段によるサポート体制の有無を踏まえ、日本企業支援を実施していく必要がある。在外公館が企業側の事情やニーズに呼応できるよう、「共創プラットフォーム」の考え方のもと、一部公館での経済広域担当官を指名した。

【対外・対日直接投資の戦略的な後押し】

- 投資協定の締結推進に関しては、交渉に当たっては相手国の事情等を考慮しつつ、可能な限り高いレベルの質の確保に努めながら、日・バーレーン投資協定の署名・発効や日・アンゴラ投資協定の署名等の成果をあげた。令和6年1月末時点で、発効済み、署名済み・未発効及び現在交渉中の投資協定の合計は日本の対外投資額の約95%をカバーしており、ビジネス環境整備の観点から一定の成果を達成。
- 本邦において、対日直接投資促進に向けて「[グローバル・ビジネス・セミナー](#)」を毎年度開催。対日直接投資・誘致に関心のある外国企業、投資家、在京大使館、地方自治体等を対象に日本の投資環境の魅力や重点取組分野等を広く対外発信している。本セミナーを通じて、外国企業・在京大使館等に対し、投資先としての日本の魅力を広く周知することに繋がった。

【海外における知財保護】

- 国際機関における議論や経済連携協定交渉等を通じ知的財産の国際的な保護水準の引き上げに寄与したほか、平成17年からほぼ全ての在外公館に任命している知的財産担当官による支援活動により蓄積された実績・ノウハウや地域横断的な情報共有体制から得られた知見の集約・展開等を通じ、日本企業の海外における知的財産の保護強化に貢献した。

次回評価時（令和9年度）に向けての中期目標

- 1 日本経済の足腰と競争力強化のために、インフラ輸出、日本産品の海外輸出、APEC・ビジネス・トラベル・カード等の邦人ビジネス関係者の円滑な域内移動への貢献も含め、海外で活動する日本企業を支援し、その活力を最大限に引き出す取組を実施する。
- 2 投資関連協定については、今後の投資先としての潜在力の開拓や他国の投資家と比較して劣後しないビジネス環境の整備の観点から投資関連協定の締結を進めるニーズ等を念頭に、引き続き戦略的観点及び質の確保の観点を考慮した取組を進める。
- 3 「FDIタスクフォース」設置公館において、外国企業による対日投資・誘致促進に向けた広報活動・働きかけを強化することにより、対日直接投資の上積みに貢献する。また、省庁横断の会議体において、在外公館の意見・要望を他省庁へインプットし、我が国の投資環境の改善に貢献する。
- 4 知的財産の保護水準の引き上げに向け、国際的なルールづくりに一層貢献するとともに、日本企業に対する支援体制を強化する。

参考 1：在外公館における日本企業支援実績件数			
	実績値		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	59,234	55,922	50,931

参考 2：知的財産保護に関する在外公館の相談対応件数			
	実績値		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	133	129	270

参考 3：APEC・ビジネス・トラベル・カードの交付数			
	実績値		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	1,395	9,687	28,110

個別分野3：資源安全保障の強化

中期目標

- 1 関係する国際機関や多国間の枠組み等での議論に積極的かつ主体的に参加・貢献するとともに、重点国・地域や市場・リスク動向に関する情報収集・分析を強化し、我が国へのエネルギー・鉱物資源の安定的供給の確保を図る。また、我が国の優れた省エネルギーや再生可能エネルギー技術の普及を図る。
- 2 関係する国際機関や多国間の枠組み等での議論に積極的かつ主体的に参加・貢献するとともに、重点国・地域や市場・リスク動向に関する情報収集・分析を強化し、我が国及び世界の食料安全保障の維持・強化を図る。
- 3 世界有数の漁業国及び水産物輸入国として、多国間漁業交渉を通じ、海洋生物資源の適切な保存管理と、我が国の消費者への安定的な水産物供給を確保する。また、海洋生物資源の持続可能な利用を支持する国と協力し、国際機関と連携しながら、科学的根拠に基づく鯨類の資源管理を継続していく。

過去3年度（令和3～5年度）の主な取組

我が国への資源・エネルギーの安定供給の確保

- ロシアのウクライナ侵略後のエネルギー危機、エネルギー安全保障と脱炭素化の実現の両立等のグローバルな課題に対して、[国際エネルギー機関（IEA）](#)をはじめとする国際機関及び多国間の枠組み等を通じて、エネルギー情勢の情報収集を行い、我が国のエネルギー安全保障に資する国際的なルールメイキング等に積極的に取り組んだ。
- G7広島サミットでは、関係国及び国際機関と連携しつつ、エネルギー安全保障の議論をリードし、エネルギー安全保障、気候危機、地政学リスクを一体的に捉え、再エネや省エネの活用を最大限導入しつつ、経済成長を阻害しないよう、各国の事情に応じ、あらゆる技術やエネルギー源を活用する多様な道筋の下で、ネット・ゼロという共通のゴールを目指すことを首脳間で確認した。
- エネルギー移行に必要な重要鉱物の安定供給を確保するために、[鉱物安全保障パートナーシップ（MSP）](#)をはじめとする国際機関・多国間枠組み等の議論に積極的かつ主体的に参加・貢献し、我が国に資する国際的なルールメイキング等に積極的に取り組んだ。
- その他、エネルギー・鉱物資源専門官制度の活用した情報収集、[在外公館戦略会議の開催](#)を通じた本省と在外公館、関係省庁間の連携強化等を行った。

今後の方向性

- 引き続き、IEAなどの国際機関・多国間枠組み等の議論に積極的かつ主体的に参加・貢献し、重点国・地域や市場・リスク動向に関する情報収集・分析を行い、我が国へのエネルギー資源の安定的供給の確保を図る。
- エネルギー安全保障、気候危機、地政学リスクを一体的に捉えたエネルギー移行ができるように国際機関・多国間枠組み等の議論に積極的かつ主体的に参加・貢献する。
- 引き続き、重要鉱物の安定供給を確保するためにMSPなどの国際機関・多国間枠組み等の議論に積極的かつ主体的に参加・貢献し、国際的なルールメイキング等に積極的に取り組む。
- 昨今のエネルギー・鉱物資源情勢に係る地政学上の変化を踏まえ、本省と在外公館、関係省庁との連携強化のため、エネルギー・鉱物専門官制度及び在外公館戦略会議を活用する。

過去3年度（令和3～5年度）の主な取組（続）

我が国及び世界の食料安全保障の強化

- ロシアのウクライナ侵略に起因する世界的な食料価格の高騰と一部地域への食料の供給途絶に対し、国連食糧農業機関（FAO）や国際穀物理事会（IGC）といった国際機関と連携し、農産物市場の透明性の強化や貿易に関する情報収集・リスク分析を実施し、国際的な食料価格の安定化に寄与するデータ分野での取組を進めたほか、食料危機の影響を強く受けた脆弱な国への農業・食料分野での支援を行い、我が国及び世界の食料安全保障の強化を図った。
- G7広島サミットでは、招待国とともに「[強靱なグローバル食料安全保障に関する広島行動声明](#)」を発出し、喫緊の食料安全保障の危機への対処と、中長期的な観点から持続可能で強靱な農業・食料システムの構築に向けた具体的な取組を包括的にとりまとめるなど、食料安全保障分野での国際的な議論をリードした。

海洋生物資源の持続可能な利用のための適切な保存管理及び我が国権益の確保

- 令和元年に再開した商業捕鯨について、国際機関と連携しながら、国際的な資源管理に貢献した。国際捕鯨委員会（IWC）との関係では、鯨類資源科学調査（IWC-POWER）を共同で実施したほか、オブザーバーとして総会をはじめとする各種委員会への出席を通じて、科学調査の成果や科学的知見を共有した。加えて、北大西洋海産哺乳動物委員会（NAMMCO）とは、総会等への出席や、デボルトNAMMCO事務局長の招へいを通じて、鯨類を含む海洋生物資源の持続的利用支持国との連携強化を図った。
- 科学的根拠に基づく海洋生物資源の持続可能な利用の確保のため、地域漁業管理機関（RFMO）の年次会合に参加し、必要な保存管理措置の採択に向けた議論をリードした。また、持続可能な漁業に対する脅威である違法・無報告・無規制（IUU）漁業対策を推進するため、RFMOでのIUU漁船リスト作成をはじめとした多国間での協力を積極的に推進したほか、G7広島サミットを始めとする多国間協議の成果文書においてIUU漁業対策の重要性を確認した。

今後の方向性（続）

- 引き続き、FAOをはじめとする国際機関・多国間枠組み等の議論に積極的かつ主体的に参加・貢献し、重点国・地域や市場・リスク動向に関する情報収集・分析を行う。
 - 特に気候変動への対処、市場の透明性向上といった我が国として貢献し得る分野での取組をすすめる、我が国及び世界の食料安全保障の強化を図る。
 - また、アフリカ地域を含むグローバル・サウスにおける食料安全保障を強化する観点から、国際機関等と連携した支援を積極的に実施する。
-
- 捕鯨を持続可能な形で実施すべく、国際捕鯨委員会（IWC）にオブザーバーとして参加する等、国際機関と連携しながら、科学的根拠に基づく鯨類の資源管理に貢献していく。また、捕鯨に関する国際社会の動きを把握しつつ、日本の捕鯨政策を丁寧に説明して理解を求め、鯨類を含む水棲生物資源の持続的利用という我が国の立場を共有する国々との連携強化を図る。
 - 責任ある漁業国として、持続可能な漁業の実現のため、RFMOの議論に積極的に参加する。また、IUU漁業を終わらせるため、寄港国がIUU漁船に対して入港拒否などの措置をとることについて規定する「違法漁業防止寄港国措置協定」（PSMA）への加入への呼びかけ等を通じて対策を推進する。

評価結果

【資源・エネルギー】

- 世界のエネルギー情勢に構造的な変化が起きていることを踏まえて、国際機関・多国間枠組み等への参加・貢献を通じて、我が国へのエネルギー・鉱物資源の安定供給確保に向けて、国際的なエネルギー市場の透明性の向上や、エネルギー投資の促進等に積極的に取り組み、令和5年のG7やG20、また令和6年2月のIEA閣僚理事等の枠組みで、我が国のエネルギー安全保障の確保につながる国際連携・協力の成果を得た。特に、我が国からの働きかけを受けて、各国の事情に応じ、あらゆる技術やエネルギー源を活用する多様な道筋の下で、ネット・ゼロという共通のゴールを目指すことをあらゆる国際場裏で確認、合意した。この結果、エネルギー源の多様化やエネルギー供給源の多角化に向けた取組に繋がった。
- また、鉱物に関しては、同志国と連携し、議論に積極的かつ主体的に参加・貢献し、我が国に資する国際的なルールメイキング等に積極的に取り組めた。

【食料安全保障】

- 我が国及び世界の食料安全保障に関して、短期的には、ロシアのウクライナ侵略を受けて生じた世界的な食料価格の高騰や食料不安の増加に対して、国際機関などを通して時宜を得た支援を行った。具体的には、ウクライナにおける穀物の種子配布やその貯蔵に関する支援等を通じ、世界の食料安全保障の強化に貢献した。
- 国際機関と連携して農業市場情報の透明性向上や貿易等に関する情報収集・分析を行い、持続可能で強靱な農業・食料システムの構築に寄与する取組を推進するとともに国際的な議論をリードしたことは世界の食料安全保障を脅かす複合的なリスクが顕在化する中で、我が国及び世界の食料安全保障を推進するにあたり有効であった。また、食料危機の影響を強く受けたグローバル・サウスへの農業・食料分野での支援を行い世界の食料安全保障の強化に向けた我が国のプレゼンスを向上させた。

【海洋生物資源】

- 鯨類は科学的根拠に基づき持続的に利用すべき海洋生物資源の一つであるとの立場から、IWCやNAMMCOといった国際機関に対する総会等へのオブザーバー参加や科学的データの提供等を通じて、海洋生物資源の国際的な資源管理に積極的に貢献することができたほか、鯨類を含む海洋生物資源の持続的利用といった立場を共有する国・地域との連携強化を図ることができた。また、関係国への丁寧な説明の結果、我が国の商業捕鯨に対する国際世論の反応は落ち着いたものとなっている。
- 地域漁業管理機関の会合を中心に49の国際会議に参加し、国際社会における科学的根拠に基づく水産資源の持続可能な管理及び食糧安全保障の促進に貢献した。具体的には、科学的根拠に基づき資源が回復傾向にある資源（大西洋くろまぐろ、みなみまぐろ）については漁獲枠の増加に係る議論を促し、危機的な状況にある資源（サンマ）については我が国から更なる規制の強化を提案する等して議論をリードした。IUU漁業対策では、地域漁業管理機関にIUU漁船の情報を提供するなどして議論に貢献した他、多国間の国際枠組みにおいて、特に我が国が議長を務めたG7サミットでは、成果文書における議論のリードに加え、サミット終了後もフォローアップ作業を通じて議論を継続する等して、国際社会におけるIUU漁業対策の促進に貢献した。

次回評価時（令和9年度）に向けての中期目標：

- 1 関係国際機関・多国間枠組み等の議論に積極的・主体的に貢献し、我が国へのエネルギー・鉱物資源の安定供給確保を図る。
- 2 関係国際機関・多国間枠組み等の議論に積極的・主体的に貢献し、我が国及び世界の食料安全保障の維持・強化を図る。
- 3 国際機関と連携しながら、科学的根拠に基づく国際的な鯨類を含む海洋生物資源の管理に積極的に貢献するとともに、鯨類を含む海洋生物資源の持続的利用といった立場を共有する国・地域との連携を強化する。

参考 1：資源・エネルギーに関連する国際機関や多国間の枠組み等における国際会議・協議への出席件数			
	実績値		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	75	130	120

参考 2：地域漁業管理機関の年次会合等への出席件数			
(注) 捕鯨に関する会議・協議への出席件数も含む	実績値		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	17	18	14

個別分野4：国際経済秩序形成への積極的参画等

政策課、経済協力開発機構室、アジア太平洋経済協力室

中期目標：

- 1 G7及びG20サミットの成果に日本の考え方を反映させることを通じ、日本にとって望ましい国際秩序の形成に貢献する。
- 2 OECDの各分野の委員会や事業に積極的に参加し、経済・社会分野の取組や東南アジアを始めとする非加盟国との関係強化などの分野において、我が国の考えを反映させ、国際経済・社会分野でのルール策定を主導する。
- 3 APECの中長期的な方向性を示す「APECプトラジャヤ・ビジョン2040」の目指す、「開かれた、ダイナミックで、強靱かつ平和なアジア太平洋共同体」を追求する過程で、我が国にとって好ましい貿易・投資環境の実現や、国際的なルール作りに関する議論を先導する。
- 4 2025年国際博覧会の大阪開催に向けた取組。

過去3年度（令和3～5年度）の主な取組

G7・G20サミットにおける我が国の貢献

- 特に令和5年5月においては、日本は議長国としてG7広島サミットを主催し、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を守り抜くこと、いわゆるグローバル・サウスと呼ばれる国々を始め、G7を超えた国際的なパートナーへの関与を強化することという二つの視点を柱とし、積極的かつ具体的な貢献を打ち出していくことを確認した。
- また、令和5年のG20ニューデリー・サミットでは、同年のG7議長国として、G20議長国であるインドとも緊密に連携しつつ、G7の成果をG20につなげることを意識して臨んだ結果、発出されたG20ニューデリー首脳宣言においても、G7広島サミットの成果を踏まえた内容を確保することができた。
- 令和3年度から令和4年度の取組については詳細参照（[実績 p.231](#)）。
- その他取組（詳細：[G7](#) [G7日本議長年](#) [G20](#)）。

OECDを通じた国際的なルール作りへの参画・主導

- 例年開催されるOECD閣僚理事会において、議論の成果として採択された「閣僚声明」には、日本の考えが多く反映された（詳細：[令和3年度1](#) [令和3年度2](#) [令和4年度](#) [令和5年度](#)）。

今後の方向性

- 主要先進国7カ国の首脳及びEUの代表が参加し、毎年開催されるG7サミット並びに、「国際経済協調の第一のフォーラム」とも呼ばれるG20サミットにおいて、国際的な議論を主導し、効果的なメッセージを発信することは、我が国にとって望ましい国際秩序を形成する上で必要不可欠であり、施策の進捗を把握する上で有益であるため、引き続きG7及びG20サミットの成功に貢献しつつ、成果に日本の立場や考え方を反映できるようにする。
- 令和6年の日本のOECD加盟60周年も踏まえ、OECD閣僚理事会を通じてOECDのルールやスタンダードの普及をさらに進めるべく積極的に議論を主導する。

過去3年度（令和3～5年度）の主な取組（続）

- 東南アジア地域からの将来的なOECD加盟を後押しするため、OECD東南アジア地域プログラム（SEARP）を推進し、例年開催される閣僚フォーラム・会合において日本の支援を表明した（詳細：[令和3年度](#) [令和4年度](#) [令和5年度](#)）。
- 日本人職員採用拡大に向けた取組の一つとして、人事ミッションの受入や主要大学でのセミナー開催、OECD東京センターでのキャリア説明会開催を支援した。
- OECD全職員数に占める日本人職員（専門職以上）の割合は、令和4年末で3.71%となった。

APECにおける諸活動への貢献

- 日本の関心事項（多角的貿易体制、WTO改革、地域経済統合、質の高いインフラ投資開発、デジタル経済、女性のエンパワメント、脱炭素社会の実現等）をAPEC関連会合等を通じて域内に浸透させ、令和3年～令和5年に採択された首脳宣言及び閣僚声明並びに貿易担当大臣会合等の成果文書においてそれらが反映された。
- APEC議長のイニシアティブを積極的に後押しし、各成果物（令和3年首脳会議で採択された「アオテアロア行動計画」、令和4年首脳会議で採択合意された「アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）アジェンダ・ワーク・プラン」及び「バイオ・循環型・グリーン経済に関するバンコク目標」（BCGバンコク目標）、令和5年首脳会議採択された「包摂性及び持続可能性の貿易・投資政策への統合のためのサンフランシスコ原則」）の策定に貢献した。BCGバンコク目標に寄与すべく実施されたBCGアワードでは、国内候補者選定作業を通し、日本の受賞に導いた。
- 日本プロジェクト計18件（注：令和3年度は3件、令和4年度は8件、令和5年度は7件）が採択され、域内の経済技術協力を促進した。
- APECビジネス諮問委員会日本委員との対話等を実施し、APECが取り組むべき事項について意見交換を行うとともに、日本産業界の関心事項を汲み上げた。

2025年国際博覧会の大阪開催に向けた取組

- 大阪・関西万博の開催に向けて内閣官房博覧会推進本部事務局、経済産業省を始めとする関係府省庁及び公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会との間で開催に向けた準備を行った。

今後の方向性（続）

- 東南アジア地域からの将来的なOECD加盟を後押しすべく、引き続きSEARPを推進していく。
- OECDにおける日本人職員の採用拡大に向けて、人事ミッションの受入等を通じて応募者数増を目指し、OECDの全職員数に占める日本人職員（専門職以上）の割合を4%台に戻すことを目指す。
- APECの目指す目標の実現に寄与するようAPECの議論を牽引するとともに、域内の経済技術協力の促進に貢献する。
- 引き続き、我が国の関心事項を、会合における議論、プロジェクトの実施等を通じて域内に浸透させるとともに、APEC首脳宣言、閣僚声明等の成果文書に反映させる。
- ビジネスが重視する課題を首脳陣に直接提言するAPECビジネス諮問委員会や日本委員との連携を通し活動を支援する。
- 大阪・関西万博の円滑な開催に向けて外務省としても引き続き準備を進める。具体的には、可能な限り多くの出展参加国際機関を確保するため、政務レベルや 2025年日本国際博覧会政府代表等から、あらゆる機会を捉えて大阪・関西万博への参加を呼び掛ける活動を行っていく。
- 令和6年度にも開催される参加国との会議を始めとするあらゆる機会を捉えて各国・国際機関の参加準備の加速化に向けた働きかけを実施する。

過去3年度（令和3～5年度）の主な取組（続）

- 令和4年10月に第一回国際企画会議（100か国、5国際機関から、約240名が参加）を開催し、令和5年6月に第2回国際企画会議（86か国、5国際機関から、約190名が参加）を開催した。また令和5年11月には、参加招請した国や国際機関に対して、各種情報の提供を行うことを目的とした国際参加者会議（約150の国・地域、7国際機関から、約500名が出席）を大阪で開催した。いずれの会議について2025年日本国際博覧会政府代表も日本政府を代表して出席した。
- 特に、各国・国際機関に対する参加招請については、相手国キーパーソンの本邦招へい、二国間会談の機会や国際会議の場等、様々な機会を活用して参加の働きかけを行った。また、在外公館でもあらゆる機会を捉えて大阪・関西万博への参加を呼び掛ける招請活動を行い、既に参加表明している国に対しては出展申請書の提出や参加契約書の締結、パビリオン建設の迅速化を働きかけるなど、出展準備に向けた具体的な手続についても鋭意進めた。
- 万博に向けた取組（[詳細1](#) [詳細2](#)（令和5年度事前分析表 p.236））

今後の方向性（続）

- さらに、大阪・関西万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」が包含する様々な要素SDGs 達成へ向けた貢献、Society5.0の社会実装、等）も含め、大阪・関西万博の魅力・情報を発信する。

評価結果

【G7・G20サミット】

- G7議長年を通じて、G7広島サミットの成果をG20につなげることに成功し、今期中期目標であった、G7及びG20サミットの成果に日本の考え方を反映させることを通じ、日本にとって望ましい国際秩序の形成に貢献することができた。

【OECD】

- 例年開催されているOECD閣僚理事会並びに東南アジア地域プログラム閣僚フォーラム及び会合において、日本の立場を表明すると共に、成果物に日本の意見を多く反映することができた。また、令和6年の、日本のOECD加盟60周年に向けて同年の閣僚理事会の議長国を務めることが決定し、同閣僚理事会に向けた議論を主導した。
- 日本の分担金の負担率に比較し、日本人職員の割合が低迷している。

【APEC】

- 首脳宣言等の成果文書で日本の関心事項が反映され、「アオテアロア行動計画」、「FTAAPアジェンダ・ワーク・プラン」や「バイオ・循環型・グリーン経済に関するバンコク目標」等重要文書の策定に貢献し、計18件のAPECプロジェクトを実施したことで、日本のプレゼンスを示す観点から効果があった。

【万博】

- 万博について、目標とする150か国・25国際機関の参加に対し、令和5年度末で161か国・9国際機関からの参加表明が公表されるに至り、国については、目標を達成した。この成果達成にあたっては、政務レベルを含めたオールジャパンでの働きかけが有効であった。また、世界に日本の魅力を発信し、「いのち輝く未来社会のデザイン」というテーマの下、世界に万博の魅力等を発信していく重要性が確認された。

次回評価時（令和9年度）に向けての中期目標

- 1 G7及びG20サミットの成功に日本の考え方を反映させた形で貢献し、日本の施策に対する各国からの理解を一層深める。
- 2 日本が議長国を務めた令和6年のOECD閣僚理事会の成果も踏まえ、OECDの各分野の委員会や事業に積極的に参加し、国際経済・社会分野の取組や東南アジアを始めとする非加盟国との関係強化などの分野において、我が国の考えを反映させ、国際経済・社会分野でのルール策定を主導する。また、人事ミッションの受入等を通じて応募者数増を目指し、OECDにおける日本人職員の採用拡大に取り組む。
- 3 日本の関心事項をAPEC首脳宣言等の成果文書に反映させ、重要文書の交渉に積極的に関与し、APECプロジェクトの実施に貢献する。APECビジネス諮問委員会の活動を支援する。
- 4 2025年国際博覧会の大阪開催及び2027年国際園芸博覧会の横浜開催に向けた取組を実施する。

参考：APECにおける域内貿易依存度			
(出典：国際通貨基金（IMF, Direction of Trade Statistics）)	実績値（暦年）		
	令和３年	令和４年	令和５年
	67.5%	66.6%	66.6%